佐賀県告示第 243 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

令和6年11月15日

佐賀県知事 山 口 祥 義

氏名及び施術所の名 称	所在地	指定年月日
今泉 志保(さくら整 骨院フレスポ鳥栖院)	鳥栖市本鳥栖町 537-1	令和5年5月11日
竹山 望咲(さくら整 骨院フレスポ鳥栖院)	鳥栖市本鳥栖町 537-1	令和5年5月11日
廣田 浩一 (廣田整骨院)	鳥栖市蔵上四丁目 291	令和5年7月3日
藤山 比奈子 (えーる 鍼灸治療院)	福岡県久留米市梅満町 14-5	令和5年4月13日
名古屋 晴樹(えーる 鍼灸治療院)	福岡県久留米市梅満町 14-5	令和5年4月13日
高松 勝法 (えーる鍼 灸治療院)	福岡県久留米市梅満町 14-5	令和5年4月13日